

訪問介護における生活援助の回数基準を超える  
計画（ケアプラン）の届出状況について

厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護（生活援助）算定理由書提出 1事業所

要介護状態区分	要介護4
回数基準	38回/月
生活援助回数	平均46回程度/月
作成日	令和6年5月1日
サービス種別	掃除・その他
算定理由	甥と同居中だが、甥自身も闘病中等で、介護を行うことは困難な状況。本人は、高齢かつ術後のADL低下もあり、自室は伝い歩きで移動しているが、起床後と就寝前において、ポータブルトイレの洗浄、食事の配下膳、口腔ケアや更衣の準備及び見守り、動線の片付け等、頻回な生活支援を要するため。